



火災予防分野における電子申請等の導入に向けた検討について

消防庁予防課

はじめに

消防防災行政のうち、火災予防分野における各種手続では、例えば消防用設備等の点検結果の報告や防火管理者の選解任の届出、消防計画の届出など、消防本部、消防署への提出を義務付けている申請・届出があり、これらの申請・届出の多くは対面で行われてきたところである。今般、消防防災行政におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の流れに加え、新型コロナウイルス感染症対策の観点から非対面での業務実施が求められているところであり、火災予防分野の各種手続についても電子申請等の導

入・促進は急務となっている。このようなことから、消防庁において火災予防分野の電子申請等の導入に向けた検討に着手したところであり、本稿では令和2年度中に実施した主な取り組みについて解説を行う。なお、本稿中の意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

火災予防分野における電子申請に係る主な要望

| 団体名 | 要望事項(タイトル) | 規制・制度の概要 |
|-----|------------------------------|--|
| 経団連 | 不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化 | 東京都等では、 防火・防災管理者選任届出書 を消防署に届け出る際、持参しなければならない。郵送及びFAXでの届け出を可能とするなど、非対面化を進めてほしい。 |
| 経団連 | 各種検査報告書等の提出の電子化 | 消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等 の電子化 |
| 経団連 | 事業者に求められる書面手続きの電子化・簡素化 | 事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討してほしい。 (例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい) ・官公庁への届出(例:消防法に定められる 防火・防災管理者変更届) |
| 経団連 | 消防届出書類への代表者印の押印撤廃もしくは電子申請の実現 | 消防署への提出書類(防火管理者の選任届出書や消防計画作成届出書等 、他にも多種あります)には代表者印や社印の押印と原本の提出が義務付けられている。現状はオンラインでの申請等は不可。 |
| 同友会 | 消防法にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化 | 各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 消防計画変更届出 ・ 防火・防災管理者選任(解任)届出 ・ 防火対象物点検結果報告 ・ 防災管理点検結果報告 ・ 消防用設備等点検結果報告書 ・ 管理権原者変更届出書 ・ 自衛消防組織変更届出 ・ (特殊)消防用設備等設置届出 |

改訂 Society5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言—2020年度経団連規制改革要望—【抜粋】
 【別添1】行政手続における書面・押印・対面原則の撤廃(電子化要望リスト)
 政府においては、この1年を集中改革期間として、あらゆる行政手続を見直し、原則として書面・押印・対面を不要とすることとしている。この取り組みを決して後戻りさせることなく、早期にデジタル・ガバメントを構築することは、わが国のDXの要である。
 目指す生産性の向上、行政コストの削減を実現するには、単なる電子化ではなく、マイナンバーの徹底的な活用や行政機関同士の情報連携、センサリング・モニタリング技術の導入等も踏まえ、既存の手続や提出書類が必要か否かをゼロベースで検討することが欠かせない。また、地方自治体や国立大学等における手続についても、国として書式の統一や電子化を後押しすべきである。その際、自治体ごとに電子申請・届出システムを構築することが非効率となる手続については、国の主導により全国統一のシステムを構築し、自治体の利用を義務付ける方向が望ましい。
 経団連では、企業が足許で直面している行政手続上の具体的な課題を踏まえ、以下に要望を取りまとめた。規制改革推進会議および所管省庁等において優先的に取り組むことを求める。
 8. 警察・消防に関わる手続
 (1)消防法に基づく申請手続の電子化
 ・**着工届出、設置届出**、防火対象物使用開始届出、少量危険物貯蔵届出、圧縮アセチレンガス等の貯蔵届出、一般取扱所変更申請

経済団体からの要望も踏まえ、「消防法に基づく手続」分野における手続のデジタル化について、規制改革推進会議デジタルガバメントワーキング・グループ(第2回・令和2年10月28日)でのヒアリングに対応

検討の経過

(1)検討の契機

消防庁においては従前より消防のデジタル化について検討を開始しており、その中で、火災予防分野の各種手続の電子申請等についても検討することとしていたが、この流れが加速する要因となったのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が叫ばれるようになってからである。内閣府規制改革推進事務局が経済団体に対し実施した「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」(令和2年4月)において、消防防災分野の各種手続に係る押印の廃止や電子申請等の導入について要望がなされたことを踏まえ、消防庁において消防法令関係手続の押印廃止と電子申請等の検討を集中的に実施することとなった。

(2)令和2年度中における検討の経過

- ①緊急事態宣言(令和2年4月)直後の対応
 当面の対策として令和2年5月に、新型コロナ

ウイルス感染症の感染拡大防止対策が求められる間、押印を省略した申請書・届出書等の受付、電子メール等での申請書等の受付の推進について各消防本部に通知を行った。

②規制改革推進会議デジタルガバメントワーキング・グループへの対応

令和2年10月28日(水)に規制改革推進会議デジタルガバメントワーキング・グループにおいて、消防法関連手続のデジタル化について、消防庁に対するヒアリングが行われた。

この中で、消防庁から「火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討」に係る予算概算要求の状況や、電子申請等の導入に向けた検討のスケジュール、後述するマイナポータル・ぴったりサービスを用いた電子申請等の仕組みの検討について、資料を用いて説明している。(☞<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201028/agenda.html>)

消防行政における手続のデジタル化に向けた検討

新型コロナウイルス感染症対策やデジタルガバメントの実現のために、「書面主義、押印主義、対面主義の見直し」や「行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応が必要

令和2年度

- 緊急事態宣言(令和2年4月)直後の対応
 → 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が求められる間、押印省略した申請書・届出書等(以下「申請書等」という。)の受付、電子メール等での申請書等の受付の推進について各消防本部に通知(令和2年5月)。
- 消防法令に規定する申請書等において押印を廃止及びオンライン化の推進(令和2年12月)
 → 消防法施行規則等を改正し、恒常的に申請・届出時の押印を廃止する。また、これにより、電子メールに申請書等を添付して送付することが容易になる(改正内容やオンライン化の推進を各消防本部に通知。)

更に、火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた調査等を実施

令和3年度

- 火災予防分野における電子申請等の標準モデルの構築等
 → 消防行政のうち、申請・届出の多い火災予防分野の手続を中心に、電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式の検討及び実証実験の実施により標準モデルを構築する。なお、申請者等の利便性の向上の観点から、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービスを利用し、申請窓口を一元化することを想定

令和4年度以降

大規模消防本部を皮切りに、標準モデル対応の電子申請等の早期導入を目指す



③消防法令に規定する申請書等における押印の廃止及びオンライン化の推進

①のとおり、当面の対策として各種手続の押印を不要としてきたが、令和2年12月に、制度的な対応として消防法施行規則や危険物の規制に関する規則等の一部を改正し、申請者等の押印を全て廃止することとした。

これにより、電子申請等を行う際、押印の代替として必要であった電子署名の添付が制度的にも不要となったことから、併せて電子メール等による申請書等の受付の促進についても再

●消防本部の現状把握

電子申請等の検討に当たって、まずは各消防本部が実施している電子申請等の実態等を把握する必要があり、消防庁において、令和2年9月1日時点で調査を実施した。

結果として、電子申請等を実施している（電子メールでの受付を含む）消防本部は全国で約7%となっており、対象手続としては火災予防

度、通知している。

④各消防本部等との意見交換

消防庁において検討する予定の電子申請等の基本的なスキームについての解説や、先行的に電子申請等の取り組みを行っている消防本部における対応状況や課題、各消防本部の予防業務システムに電子申請等へ対応する機能を導入する場合の課題等について、各消防本部や予防業務システムの開発ベンダと随時に意見交換を実施し、情報共有を図った。

条例に基づく手続（火災と紛らわしい行為の届出等）や消防訓練の実施届などが多く、先述の経済団体からの要望にあるような消防法令に規定された手続を実施している本部は限られる状況であった。

次に、団体規模や使用しているシステムの違いや、消防本部の単独か広域かの違い等の要素

から各種申請・届出等の事務処理に差異が生じているのかサンプル調査を行った。

結果として、調査対象手続（別表の10の様式に係る手続）においては、申請様式や添付資料

等は法令に規定された範囲で用いているものがほとんどであった（なお、詳細な業務プロセス等の分析については、令和3年度に実施する予定である）。

●火災予防分野における電子申請等の基本的なスキーム

先述のとおり、令和2年5月及び12月に、電子メール等による申請書等の受付の促進に係る通知を行ったところである。

一方、電子メール等での申請・届出については、非対面での処理が行える一方で、利用者自らが消防本部ごとの送付先メールアドレスを調べたり、申請様式をそれぞれの消防本部等から入手しなければならないなど利用者への負担が多くなることに加え、消防本部側でもメールで送付された申請書等を紙に印刷し、保存・システム入力する手間が増えるなど、対面での提出を受ける以上に負担が増える場合がある。

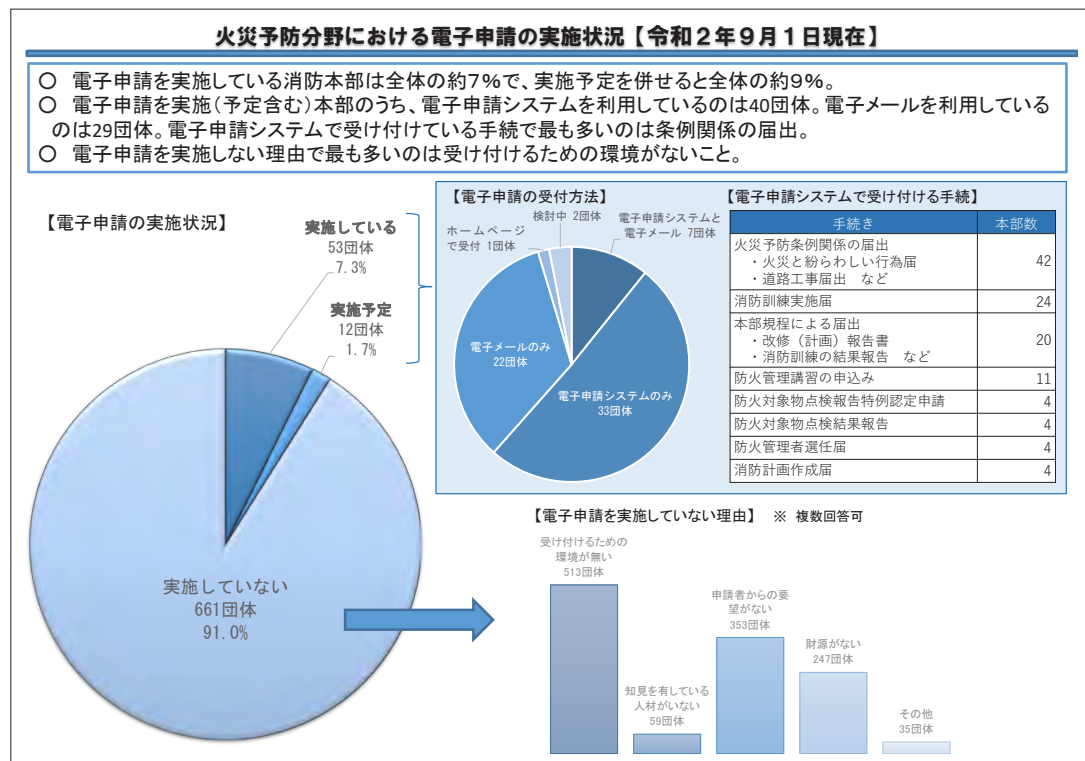
そのため、消防庁においては、利用する方々の利便性と行政における事務効率化の両方の側

面から有効な電子申請等の仕組みについて検討を行うこととし、そのための予算（約0.8億円）が令和2年度第3次補正予算に計上されている。

現状、消防庁において想定している基本的な電子申請等のスキームは以下のとおりである。

①電子申請等の検討対象手続について

電子申請等の仕組みを構築し、その後、対象手続の増加を検討していくという考え方から、当面の検討対象手続を限定して検討することとした。その選定の考え方としては、消防本部に申請・届出される火災予防分野の手続で、法令様式が規定されているもののうち、「一定の申請・届出件数がある様式」又は「一定の申請・届出件数がある様式と一体的に申請・届出が行



別表 電子申請等の検討対象とする手続（10様式）

| 様式の名称 | 様式 |
|-------------------------|----------------------------|
| 消防計画作成（変更）届出書 | 規則 ^{※1} 別記様式第1号の2 |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出書 | 規則別記様式第1号の2の2 |
| 全体についての消防計画作成（変更）届出書 | 規則別記様式第1号の2の2の2 |
| 防火対象物点検結果報告書 | 平成14年消防庁告示第8号別記様式第1 |
| 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書 | 規則別記様式第1号の2の2の2の2 |
| 自衛消防組織設置（変更）届出書 | 規則別記様式第1号の2の2の3の3 |
| 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 | 規則別記様式第1号の2の3 |
| 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 | 平成16年消防庁告示第9号別記様式第1 |
| 工事整備対象設備等着工届出書 | 規則別記様式第1号の7 |
| 防災管理点検結果報告書 | 平成20年消防庁告示第19号別記様式第1 |

※1 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）



われる様式」とし、別表の10様式を用いる手続とした。

②電子申請等で用いるシステム

電子申請等で用いるシステムについては、現状、電子申請等を実施している消防本部に限られることから、新規に電子申請等を開始する消防本部が容易に利用できるシステムであることが望ましいと考えられる。また、利用者の観点から、どの消防本部に対する手続であっても、一つの窓口から申請・届出できる方が望ましいと考えられる。

このことから、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービス※2を申請窓口として利用することを想定した仕組みを、標準的な電子申請等のモデルとする方向で検討している。

※2 マイナポータル・ぴったりサービス：子育てに関する手続をはじめとした、さまざまな申請や届出を地域別に検索し、(一部の手続においては、)オンライン上で申請を完了することができるシステム。オンライン申請等を各自治体が開始するに当たっては、システム環境として、LGWAN(総合行政ネット

ワーク)に接続している等の条件のみで利用可能となる見込みであり、電子申請システムを新規に構築するより容易に電子申請等を導入できる可能性が高いものである。

③標準的な電子申請等の様式

利用者の利便性の観点から、可能な限り全国統一の様式であることが望ましいと考えられる。また、消防本部の事務効率化の観点からは、受け付けた申請データをそのままシステムに取り込むことができるようにすることで、業務の効率化が図られると考えられる。そのためには、予防業務システムの開発ベンダにおいて、システムに機能を追加する必要があるが、全国的に様式が統一されていれば消防本部ごとにシステムをカスタマイズする必要がなくなり、結果、効率的な電子申請等の導入が図られるものと考えられる。

このことから、消防庁において、標準的な電子申請等の様式を作成することとした。また、この様式に基づく申請フォームを、消防庁においてマイナポータル・ぴったりサービスにプリセットすることにより、各消防本部はマイナポ

ータル・ぴったりサービスにおいて、各手続の開始処理をするだけで、電子申請等を開始できる

ようになる見込みである。

●火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会の開催

火災予防分野における各種手続において、電子申請等を行う場合の業務プロセスや標準様式を検討し、火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築するため、令和3年3月より「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」(以下「検討会」という。)を開催している。

検討会においては、

- 電子申請等の対象となる手続の優先順位
 - 電子申請等に用いるシステム構成等
 - 電子申請等の様式
 - 電子申請等の導入による業務プロセス
 - 電子申請等の普及方法等
- といった項目等について議論を行う予定である。また、検討会と併行して、電子申請等の導入に係る実証実験も行う予定であり、検討会で議

論したスキームについて、実証実験による検証を行いながら実効性の高い電子申請等の仕組みを構築していく予定である。

これらの検討の成果として、火災予防分野における電子申請等を行う場合の業務プロセスや標準様式等を盛り込んだ標準モデル報告書と、各消防本部の電子申請等の導入が行いやすくなるよう電子申請等の導入手順を盛り込んだ導入マニュアルを令和3年内に作成する予定である。

消防庁ホームページにおいて、随時に情報を公開していく予定であり、今後の検討状況に注目をいただきたいと考えている。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-85.html

(参考) 検討対象様式に係る各種データ

| 項目 | 手続名称 | 総件数 ※1 | 項目数 | 添付書類 | 告示様式の有無 | (告示様式「有」の場合) 作成に必要な主な資格 | 数量 | 同時期に申請等される様式 ※2 | | 要望団体 ※3 |
|----|-------------------------|-----------|------|--|---------|----------------------------|---------------------------|--|-----|------------|
| | | | | | | | | 様式の種別 | 回答数 | |
| ① | 消防計画作成(変更)届出書 | 34万件 | 10程度 | 消防計画 | 無 | | ~数十枚 (防火対象物の規模等により異なる) | ② 15 ③ 2 ④ 2 | 13 | 経団連 同友会 |
| ② | 防火・防災管理者選任(解任)届出書 | 45万件 | 30程度 | 資格を証する書面 (防火・防災管理者講習修了証等) | 無 | | 1枚 | ① 13 ③ 2 ④ 2 ⑤ 2 ⑥ 2 | 2 | 経団連 同友会 |
| ③ | 全体についての消防計画作成(変更)届出書 | 1.6万件 | 10程度 | 消防計画 | 無 | | ~数十枚 (防火対象物の規模等により異なる) | ① 2 ② 2 ⑤ 14 | 2 | |
| ④ | 防火対象物点検結果報告書 | 16万件 | 15程度 | 防火対象物点検票 | 有 | 防火対象物点検資格者 | 4枚程度 | ⑧ 2 ⑨ 2 | 2 | 経団連 同友会 |
| ⑤ | 統括防火・防災管理者選任(解任)届出書 | 2.1万件 | 20程度 | 資格を証する書面 (防火・防災管理者講習修了証等、なお、本部によっては統括防火・防災管理者の資格を有する者であることが確認できる書類等を求めている場合がある) | 無 | | 数枚程度 | ① 2 ② 2 ③ 14 ⑥ 1 | 2 | |
| ⑥ | 自衛消防組織設置(変更)届出書 | 0.5万件 | 15程度 | 統括管理者の資格を有することを証明する書面 (自衛消防業務講習修了証等) | 無 | | 1枚 | ② 2 ⑤ 1 | 2 | 同友会 |
| ⑦ | 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書 | 36万件 | 30程度 | 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書 (設計書、仕様書、計算書、系統図等) | 無 | | ~数十枚 (防火対象物の規模等により異なる) | ① 1 ⑤ 1 | 1 | 経団連 同友会 |
| ⑧ | 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 | 146万件 | 10程度 | 消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書 | 有 | 消防設備士 | ~5枚程度(1設備につき) | ④ 1 ⑩ 1 | 1 | 経団連 同友会 |
| ⑨ | 工事整備対象設備等届出書 | 16万件 | 20程度 | 工事の設計に関する図書 (付近見取図、防火対象物の概要表、設備の概要表、平面図等) 設備等設置維持計画(特殊消防用設備等のみ) | 無 | | ~数十枚 (防火対象物の規模等により異なる) | ① 1 ② 1 ③ 1 ④ 1 ⑤ 1 ⑥ 1 ⑦ 1 ⑧ 1 ⑨ 1 ⑩ 1 | 1 | 経団連 |
| ⑩ | 防災管理点検結果報告書 | 6万件 | 15程度 | 防災管理点検票 | 有 | 防災管理点検資格者 | 4枚程度 | ④ 3 ⑧ 1 | 3 | 同友会 |

※1 総件数は「消防法令における申請・届出等に係るオンライン利用状況の調査」について(令和3年1月26日付消防第18号)の令和元年度の対象様式に係る申請届出件数の回答を取りまとめ、概数で記載したものである。
 ※2 同時に申請等される様式は「火災予防分野における各種手続の事務処理等に関する調査(依頼)」(令和2年10月27日付事務連絡)でサンプル的に抽出した18本部からの回答を取りまとめたもの。
 ※3 内閣府規制改革推進室が新型コロナウイルス感染症防止の観点から経済4団体からの要望を聴取した「経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」(令和2年4月)等で要望のあったもの。

火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会等のスケジュール(予定)

